

Title	〔商法五八二〕いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主の会社ないし取締役に対する損害賠償責任請求に一部理由があるとした原判決が控訴審において全部理由がないとして取り消された事例(東京高判平成二七年五月一九日)
Sub Title	
Author	王, 偉杰(Wang, Weijie) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.12 (2017. 12) ,p.103- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171228-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171228-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 五八二〕  
いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主の会社  
社ないし取締役に対する損害賠償責任請求に一部理由  
があるとした原判決が控訴審において全部理由がない  
として取り消された事例

東京高判平成二十七年五月一九日  
平二六(ホ)五四七二号・平二七(ホ)三一八号損害賠償請求控訴、同附帯控  
訴事件  
金融・商事判例一四七三号二六頁

## 〔判示事項〕

いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主の会社  
ないし取締役に対する損害賠償請求に一部理由があるとし  
た原判決は、会社が当該株主の提案した議案の一部を召集  
通知に記載しなかったとしても、その提案が株主提案権を  
濫用するものであったと認められる判示の事実関係の下に  
おいては、その全部に理由がなく、これを取り消すべきも  
のである。

## 〔参照条文〕

会社法三〇三条、三〇四条、三〇五条一項、三五〇条、  
四二九条一項、民法七〇九条、七一五条一項、七一九条一  
項  
〔事 実〕

本件被控訴人Xは、株主提案権行使の六か月以前から、  
本件控訴人Yの株式を三万八〇〇〇株、株主総会における  
議決権を三八〇個保有している株主である。また、Xは、

$Y_1$ の創業者であるAの孫で、 $Y_1$ の代表執行役である $Y_2$ とは従兄弟の関係にある。

$Y_1$ は、各種ガラスおよびセラミックス製品の製造並びに販売、各種化学材料および製品の製造並びに販売、エレクトロニクス関連素材、部品および機器の製造並びに販売等を目的とし、その株式を東京証券取引所市場第一部に上場している委員会設置会社(当時)である。また、本件の個人控訴人 $Y_2$ らは $Y_1$ の役員等の地位にあった者である。

$Y_2$ は、平成一七年ないし一八年頃、Xの実父であるB( $Y_1$ の役員ではない。)の依頼に応じて、Xに対し、 $Y_1$ の新規事業開発に関する調査を依頼した。その際、 $Y_1$ において窓口となったのは最高技術責任者の一審被告Cであったが、結局、Xのした調査結果は、内容不十分等の問題があると判断されて、 $Y_1$ の採用するところとはならなかった。

また、Xは、Bは買春行為をするなどしているが、同人は $Y_1$ がその一部商品におけるブランド独占使用権を付与している企業の役員であることから、これが $Y_1$ のブランドイメージを悪化させ、株主価値にも影響を与え得るなどと主張して、平成一九年夏ころ、 $Y_1$ に対し、その相談役でありBの実兄であるDとの面談を申し入れたが、Dは、Xに対し、純粹に家庭内の問題であり、 $Y_1$ は対応できないと回

答した。Xは、その後も対応を求めて $Y_1$ に申入れを続け、会社側の対応に株主として不満を抱いていることを趣旨とするメールをも送信した。その後、Xは $Y_1$ に対して、複数期の株主総会(平成二〇年度定時株主総会(以下「七一期株主総会」という。)、平成二二年度定時株主総会(以下「七二期株主総会」という。))および平成二二年度定時株主総会(以下「七三期株主総会」という。))において株主提案権を行使することにした。

(一) 七一期株主総会について

Xは、平成二一年四月一四日頃、 $Y_2$ に対し、七一期株主総会に関し、Cを取締役から解任し、新規事業の創出や買収での企業価値の創出に実績のある人物二名を執行役員に登用することを内容とする議案(以下「七一期提案」という。)の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。

$Y_1$ は、同年五月二二日頃、Xに対し、Cが七一期株主総会をもって任期満了により取締役を退任し、改めて選任する予定がないことおよび執行役員二名の具体的氏名等が挙げられていないことを理由に、七一期提案を株主提案として招集通知に記載せず、七一期株主総会において議案として付議しないことを通知した。その判断に至った背景には、

Y<sub>1</sub>は、顧問弁護士から、当該株主総会の終結をもって任期が満了する取締役の解任を求める議案を株主総会で取り上げる必要があるか否かについては、学説上、必要説と不要説が存在しており、不要説も有力であるとの説明を受けて、不要説を採用したことがあった。

その後、Y<sub>2</sub>は、同月二十九日頃、Y<sub>1</sub>の株主に対して、書面により七一期株主総会の招集通知を發した。上記招集通知には、七一期提案は記載されていなかった。同年六月十六日、Y<sub>1</sub>は七二期株主総会を開催した。

(2) 七二期株主総会について

Xは、平成二二年一月八日頃、Y<sub>2</sub>に対し、七二期株主総会において一一個の議案を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。同年三月一〇日頃、Y<sub>1</sub>から、適法性に疑義があるとした一部の議案については総会において付議しないことを通知された。

同年三月二十八日、Xはインターネットサイトに、「株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか? 問い合わせ方法を誰か、知ったら教えてください。」と投稿した。

同年四月二日頃、Xは、Y<sub>1</sub>に対し、七二期株主総会にお

いて一四個の議案を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。同月十九日、XとY<sub>1</sub>担当者は上記議案の数を削減することに關して協議を行った。同月二二日頃、XはY<sub>1</sub>に対し、七二期株主総会において五九個の議案(以下「七二期提案1」という。)を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。なお、Xは七二期提案1のうち特に優先してほしい議案として二〇個の議案(以下「七二期提案2」という。)を挙げた。その後の協議を通じて、XはY<sub>1</sub>担当者の要求に応じ、Y<sub>1</sub>に対して七二期提案1を七二期提案2にまとめる旨通知した。

同年五月七日、Y<sub>1</sub>の取締役会が行われ、当時のY<sub>1</sub>の取締役(「七二期取締役」という。)のほか、Y<sub>1</sub>の顧問弁護士も出席した。その際、顧問弁護士が、七二期提案2から一部の提案を除いて招集通知に記載すべきと判断した理由等、七二期取締役に説明し、七二期取締役から顧問弁護士への質疑応答を経て、一部の提案を招集通知に記載しないことが、七二期取締役ら全員の賛成で決定された。

これを受け、Y<sub>1</sub>は、同月二一日頃、Xに対して、七二期提案2のうち、以下の五個の議案(ア)～(オ)、以下「七二期不採用提案」という。)については、不適法と判断

したことおよび提案の内容および理由が明らかに虚偽であることまたはもっぱら人の名譽を侵害し若しくは侮辱する目的であると認められることを理由に招集通知に記載しないことを通知した。

(ア)  $Y_2$ 、 $Y_4$ 、 $Y_5$ 、 $Y_6$ 、 $Y_7$  および  $Y_7$  を取締役から解任すること (以下「取締役解任議案」という。)

(イ) 「取締役は、過去五年の平均年収の三倍に相当する当社株式保有を義務付け、それぞれの取締役の資産状況等により平均年収三倍の当社株式保有が難しい場合についての例外については、代替的措施を報酬委員会で作成し取締役会で承認し、年次ベースで株主に開示しなければならない」という条項を定款で規定すること (以下「取締役の株式保有義務条項議案」という。)

(ウ) 「取締役会は、会社の業務執行に関する倫理規定を毎年作成して承認し、株主に公表しなくてはならない」という条項を定款で規定すること (以下「倫理規定条項議案」という。)

(エ) 「ストックオプションを取締役、執行役および当社の内部関係者に発行する場合、日経平均株価や産業分野の株価とリンクするインデックス型コールオ

プションを利用しなくてはならない」という条項を定款で規定すること (以下「インデックス型コールオプション利用義務条項議案」という。)

(オ) 「前取締役および前社長で相談役である D 氏の行為と企業倫理に関する特別調査委員会を株主総会后に設置し、その調査結果を設置後三か月以内に株主に公表しなければならない」という条項を定款で規定すること (以下「特別調査委員会設置条項議案」という。)

その後、 $Y_2$  は、同年六月一日頃、 $Y_1$  の株主に対して、書面により七二期株主総会の招集通知を發した。上記招集通知には、七二期不採用提案は記載されていなかった。同月一八日、 $Y_1$  は七二期株主総会を開催した。

(3) 七三期株主総会について

X は、平成二三年二月一四日頃、 $Y_1$ 、 $Y_2$  および  $Y_3$  に対し、七三期株主総会において五六個の議案を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。さらに、同年四月一八日頃、 $Y_1$ 、 $Y_2$  および  $Y_3$  に対し、七三期株主総会において六八個の議案 (以下「七三期提案」という。) を提案することを通知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。

Y<sub>1</sub>は、同月二一日頃、Xに対し、七三期提案のうち、Xが撤回したもののおよび会社法三〇五条四項に該当するかまたは株主総会に付議する意味がないと判断した五九個の議案を除き、二個の議案を一個にまとめた上で、以下の七個の議案（ア）～（キ）、以下「七三期修正議案」という。）を招集通知に記載することを通知した。なお、七三期提案の議題3が（ア）に、議題6が（イ）に、議題9および11が（ウ）に、議題10が（エ）に、議題18が（オ）に、議題21が（カ）に、議題42が（キ）にそれぞれ対応しているが、（ア）は、これに続く議題3の「取締役会または指名委員会は、最適な取締役会の規模について毎年見直し、株主に開示なくてはならない。」という条項が削除され、（カ）は、これに続く議題21の「特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。」との条項が削除されている（以下、上記（ア）及び（カ）における七三期提案の議案の文言からの変更を「本件変更」という。）。

（ア）「取締役の人員を一〇名以下とする。」とする定款規定を削除すること

（イ）「毎年、事業報告書及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務づける。」という条項を定款に規定すること

（ウ）「取締役および執行役およびその第一親等内の親族及び婚族（ママ）による株式売却は、最低三〇日前の事前予告を必要とし、株主に開示されなくてはならない」という条項を定款で規定すること

（エ）「ストックオプションや株式を保有する取締役や執行役が、プットオプションを保有し、コールを売却することなどの手段によるヘッジを行うことを原則として禁止する。報酬委員会は、そのためのガイドラインを作成し、株主に開示しなければならない。」という条項を定款で規定すること

（オ）「当会社の執行役は五名以上と定める。」と現行定款二九条を変更すること

（カ）「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを禁止し、取締役議長は社外取締役がならなくてはならない。」という条項を定款で規定すること

（キ）「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反

対とも記載されていない白票については、会社側提案と株主提案で不公平な取扱いをしてはならない。」という条項を定款で規定すること

その後、Xは、東京地方裁判所に対し、Xを債権者、Y<sub>1</sub>を債務者として、七三期提案を七三期株主総会の招集通知に記載することを求める仮処分申立て（以下「本件仮処分申立て」という。）を行った（同裁判所平成二三年（ヨ）第二〇〇四二号）。担当裁判官からの和解勧告を受けて、XとY<sub>1</sub>は、同年五月一六日、Xによる七三期提案のうち、3、6、9、10、11、14、18、21および42に相当するものが平成二三年六月に開催予定のY<sub>1</sub>の第七三期定時株主総会の招集通知に記載されること等の内容で和解した（以下「本件和解」という。）。

Y<sub>2</sub>は、同年六月一日頃、Y<sub>1</sub>の株主に対して、書面により七三期株主総会の招集通知を發した。上記招集通知には、本件和解に規定された各議案に対応する議案が記載されていたが、本件変更に関する議案（七三期提案の議題3および21）には、七三期修正議案と同じ文言の議案が記載されていた。同月二一日、Y<sub>1</sub>は七三期株主総会を開催した。

Xが、七一期株主総会に関しては七一期提案に係る議案が招集通知に記載されず、七二期株主総会に関しては七二

期提案1に係る議案の削減を強要され、これに応じて削減したにもかかわらず残る議案のうち一部（七二期不採用提案）が招集通知に記載されず、七三期株主総会に関しては提案に係る議案の内容が改変されて（本件変更）招集通知に記載されたことにより、株主提案権が侵害されて損害が発生したと主張して、本件各株主総会ごとにY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らに対して、損害賠償を求めて訴えた（Y<sub>1</sub>および各期取締役、連帯して、本件各株主総会それぞれにつき損害の一部である一一〇万円（合計三三〇万円）および遅延損害金の支払いを求めた）。

原審は、Xの請求のうち、七二期株主総会に係る請求についてののみ、Y<sub>1</sub>および七二期取締役Y<sub>2</sub>らの共同不法行為を認定し、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らに連帯して三万三〇〇〇円および遅延損害金の支払を求める限度で請求を一部認容した。そこで、これを不服として、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らが控訴し、Xが附帯控訴した。

### 〔判旨〕

原判決取消、請求棄却、附帯控訴棄却（上告・上告受理申立て）

（一）七一期株主総会について

「定時株主総会の終結時に任期が満了する取締役につき、株主が当該定時株主総会の議案として当該取締役の解任の件を提案することができるかどうかについては、積極の積と消極の解釈とがあり得るところであるが、仮に積極の解釈を前提としても、①この点については確立した法律解釈があるとはいえず、確立した企業法務の取扱いがあるとの証拠もないところ、当該定時株主総会が終結する短時間後には任期満了により退任する取締役をあえて解任する実益はないことを理由とする消極の解釈にも相応の合理性があること、②Y<sub>1</sub>は、この点の法律解釈につき弁護士に相談したところ、消極の解釈も有力であるとの回答を得たこと、③Y<sub>1</sub>は、②の弁護士の意見を踏まえ、また、Xが解任を提案した当時の取締役である一審被告Cの取締役再任議案を提出しないこととしており、一審被告Cは七一期株主総会の終結時に取締役を任期満了で退任し再任されないことになっていたので、七一期提案を招集通知に記載しないこととして、その旨Xに連絡したこと……を総合すると、Y<sub>1</sub>の取締役が七一期提案を招集通知に記載しなかったことは、正当な理由があり、違法であるとは認められない。

なお、定款で定めた取締役の員数（Y<sub>1</sub>の場合は一〇名以内。……）が欠けた場合には、任期満了により退任した取

締役がなお取締役としての権利義務を有する（解任された取締役はこの権利義務を有しない。）が、Y<sub>1</sub>は七一期株主総会に取締役八名の選任議案を提出することとしており……、前年度の定時株主総会においてY<sub>1</sub>提案の取締役九名選任議案が九八パーセントを超える賛成で可決されたこと……に照らすと、Y<sub>1</sub>が七一期株主総会においてこれら八名の取締役の選任議案が可決されず取締役の権利義務者が必要になるといった事態が生ずる場合を想定していなかったとしても、これは無理からぬところであったと認められるので、上記認定判断を左右するものではない。

七一期提案は、一審被告Cの解任のほか、役員二名の選任も提案しているが、これらは一体の提案であり、また、選任を提案している二名の氏名が記載されていなかった……のであるから、この点も上記認定判断を左右するものではない。

よって、七一期株主総会に係るXの請求はいずれも理由がない。」

（2）七二期株主総会について

「……Xは、平成二一年より前にはY<sub>1</sub>に対し株主提案権を行使したことはなかったところ、Xが初めて株主提案権を行使した七一期提案が一審被告Cを取締役から解任する



こと等と内容とするものであったことは、自らの行った $Y_1$ の新規事業開発に関する調査結果が採用されず、それに關与したのが一番被告Cであったことと無縁であったとは到底解されない。そして、これに引き続いてされた七二期株主総会に係る提案についてみると、Xは、実父であるBの行為に關する不満や疑念の矛先を、当初はBの実兄であり $Y_1$ の相談役であるDに向けていたところ、思うような進展がなかったことから、自身が株主であることから株主提案権の行使という形を利用して、 $Y_1$ を通じてこれを追及しようとする意図が含まれていたものと認められる。

このような経過に加え、Xが平成二二年四月二日頃、七二期株主総会に關し提案件数の数を競うように一一四個も提案をしたことは、Xが満足できる対応をしなかった $Y_1$ を困惑させる目的があったとみざるを得ない。このことは、Xが、その直前の同年三月二八日に、〇〇に、「株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？ 問い合わせ方法を誰か、知ってたら教えてください。」と投稿したことから明らかであるというべきである（この点について、Xは、もしギネスブックに株主提案の数について記載があれば、その数までは少なくとも容認される根拠になると思ったためであると供述するが、X

が真実そのような意図で上記投稿をしたとは考え難い。）。そして、Xは、 $Y_1$ からの重なる要請に従い、最終的には提案を七二期提案2の二〇個にまで削減したものの、その中にはなお倫理規定案項議案及び特別調査委員会設置案項議案が含まれており、それらは、D及びB（ $Y_1$ の無償のブランド提供先である企業の幹部）がBを指すことは、前記認定に照らし明らかである。）を直接対象とするものであり、Xが最後までこれらに固執したことからすれば、七二期株主総会に係る提案は、上記のような個人的な目的のため、あるいは、 $Y_1$ を困惑させる目的のためにされたものであって、全体として株主としての正当な目的を有するものではなかったといわざるを得ない。また、七二期株主総会に係る提案の個数も、一時一一四個という非現実的な数に提案し、その後、 $Y_1$ との協議を経て二〇個にまで減らしたという経過からみても、Xの提案が株主としての正当な権利行使ではないと評価されても致し方ないものであった。

他方、 $Y_1$ の側からみれば、Xに対し、その提案を招集通知に記載可能であり、株主総会の運営として対応可能な程度に絞り込むことを求めることには合理性があるといえるし、 $Y_1$ が、Xに協議を申し入れ、その調整に努めたことは前記認定のとおりであり、このような経過を経てもXが特

定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったことは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨に反するものであり、権利の濫用として許されないものといわざるを得ない。

そして、七二期株主総会に係る提案が前記のような目的に出たものと認められることからすれば、その提案の全体が権利の濫用に当たるといふべきであり、そうすると、Y<sub>1</sub>の取締役が七二期不採用案を招集通知に記載しなかったことは正当な理由があるから、このことがXに対する不法行為となるとは認められない。

なお、Xは、倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案の提案理由中に他人の名誉侵害に当たると認められるとしても、議案の要領を招集通知に記載しないことは許されない（会社法施行規則九三条一項三号）と主張するが、これらの議案を含む七二期株主総会に係る提案をすること自体が権利の濫用に当たると、Y<sub>1</sub>がその記載を拒否することに正当な理由があることは、上記説示のとおりである。よって、七二期株主総会に係る被控訴人の請求はその余の点を判断するまでもなくいづれも認められない。」

### (3) 七三期株主総会について

「当裁判所も、Y<sub>1</sub>のした招集通知は本件和解の内容に沿うものであったから、七三期株主総会に係るXの請求はいづれも理由がないものと判断する。……」

なお、Xが七三期提案をしたことは、七二期株主総会に係る提案に至る経緯やその目的に加えて、Xが当初五六個その後増えて六八個という現実的でない数の提案をしたこと（最終的には本件和解により二〇個程度に落ち着いた）、その内容をみても、「社外取締役の再任回数一〇年以内の制限」に関する規定を設けるとの定款一部変更の件のように七二期株主総会に係る提案に含まれ前年の七二期株主総会において総株主の議決権の一〇分の一以上の賛成を得られなかった議案を再度提案していること……を考えると、これもまた権利の濫用に当たると認めるのが相当である。」

「以上の次第で、Y<sub>1</sub>らの控訴に基づき、原判決中、Y<sub>1</sub>ら敗訴部分を取り消して同部分に係るXの請求をいづれも棄却し、Xの附帯控訴は理由がないから棄却することとする。」

### 〔研究〕

判旨に反対する。

一 本判決の意義

本判決は、株主提案権の侵害を認めて当該株主による会社および関係取締役に対する損害賠償請求を認容した原判決（東京地判平成二六年九月三〇日金判一四五五号八頁）を取り消し、当該株主による株主提案権の行使自体が権利の濫用として会社および関係取締役の責任を否定し、株主の損害賠償請求を棄却した裁判例である。本判決は、いかなる事実をもって、株主提案権の行使が権利濫用にあたるかとのことについては、事例的な判断を示したとはいえず、一定の示唆を与えるものであり、株主提案権の行使のあり方を考えるうえで参考になる裁判例として意義がある。

二 七一期株主総会について

定時株主総会の終結時に任期が満了する取締役の解任議案の招集通知不記載について、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らの責任の有無の判断においては、責任を否定するように、本判決と原判決との結論は一致しているものの、それぞれの理論構成には違いがあると思われる。原判決は、会社法三四六条一項所定の権利義務の有無に関する違いを理由に、当該議案を「招集通知に記載しなかったことに正当な理由があったとはいえない」としたうえで、当該「議案を招集通知に記載す

る必要があるか否かについては学説上も必要説と不要説が対立しており、不要説にも相当の根拠が存在する。そして、Y<sub>1</sub>は、両説を比較した上で、不要説に立ったのであるから七一期株主総会当時、被告らに過失があったということはできない」と判断し、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らの責任を否定した。違法性の認識可能性を否定することから違法行為につき無過失を認める判断枠組みは、最判平成一二年七月七日民集五四卷六号一七六七頁の趣旨（「その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない……」）を踏襲したものと考えられ、妥当な理論構成である。それに対し、本判決は、確立した法律解釈・企業法務の取扱いがなく、消極の解釈も有力であること、Xが解任を提案した当時の取締役の再任可能性がないことおよびその旨をXに連絡したこと等を理由に、当該「提案を招集通知に記載しなかったことは、正当な理由があり、違法であるとは認められない」と判断し、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らの責任を否定した。違法性の認識可能性を否定することというよりも、特定の状況下（再任可能性がないこと、会社法三四六条一項において前述の員の状況が生じないと想定されること等）において前述の

不要説の立場をとることにより、当該議案の招集通知不記載についての違法性を否定するような理屈となっていると思われる。しかし、法文上の拒絶理由以外の「正当な理由」の存否により株主提案の採否を決する裁量を会社側に認め、その裁量の余地を広げるように働く可能性のある当該理屈よりも、原判決の理論構成のほうが穏当であると考える。

### 三 七二期株主総会について

原判決は、まず、「Xが提案した議案の中には濫用的なもので正当とはいえないものがあるにしても、原告の株主提案権の行使そのものを権利濫用ということはできず、財産権として保護されるべきものである。」と判示したうえ、七二期不採用提案を個別に審査し、「インデックス型コーポレーション利用義務条項議案」、「倫理規定条項議案」および「特別調査委員会設置条項議案」との三つの提案の招集通知不記載についてY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らの過失を認めた。それに対し、本判決は、「七二期株主総会に係る提案をすること自体が権利の濫用に当たると判示し、七二期不採用提案を個別に審査することなく、「七二期株主総会に係るXの請求はその余の点を判断するまでもなくいずれも認めら

れない。」としてY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>らの責任を否定した。それぞれの結論の差異は事実認定による面が大きいと思われる。Xが株主提案権の行使に至るまでの経緯、すなわち、XがB、C、Dへの個人的怨恨の裏付けとなる事情が明らかになることにより、一連の状況証拠から踏み込んだ認定がなされた結果、Xの七二期株主総会に係る提案は、「……個人的な目的のため、あるいは、Yを困惑させる目的のためにされたものであって、全体として株主としての正当な目的を有するものではなかった」と判断された。

本判決では、目的の不当性を認定し、Xの株主提案権行使自体が権利の濫用にあたるとの判断に至ったと思われる。もっぱらXの意図という主観的要素を重視するきらいがあり、会社または他人に対する利益の侵害という客観的要素については明言していない。株主提案権の濫用が問題とされた先行裁判例である東京高決平成二四年五月三一日資料版商事三四〇号三〇頁（本判決と同じくY<sub>1</sub>の株主総会に係るもの、その原審である東京地決平成二四年五月二五日資料版商事三四〇号三三頁も同様な説示をした。）では、一般論として、「株主提案権といえども、これを濫用することが許されないことは当然であって、その行使が、主として、当該株主の私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社

を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合には、株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があるといふべきである。」と説示し、本判決と同じく、権利濫用の認定について権利行使者の主観的意図のみによって判断しているというようにみえる(高木康衣「判評」熊本ロージャーナル一〇一六号〔二〇一六年〕五三頁)。また、このような権利濫用該当性の判断枠組みは、株主権の濫用が問題とされた先行裁判例の趣旨を踏襲したものと思われる。株主名簿閲覧請求権の行使に係る最判平成二年四月一七日判時一三八〇号一三六頁では、「商法二六三条二項(筆者注…平成一七年改正前旧商法、現行会社法一二五条三項に該当する拒絶できる場合が明文化されていなかった。)によれば、株主は、会社の経営時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができるが相当である。」との判断が示されている。本判決が示した判断枠組みは先行裁判例と整合的であると思われる(弥永真生「判評」ジュリスト一四八六号〔二〇一五年〕三頁、小林

史治「判評」商事法務二〇七九号〔二〇一五年〕四六頁)。しかし、株主名簿閲覧謄写請求権の行使に係る前記最判平成二年四月一七日が示した判断枠組みの、株主提案権の行使の場面における妥当性に対しては、疑問を生ずる。株主名簿閲覧謄写請求権の行使については、権利行使の行為自体が単純かつ定式化されたものであり、少なくとも行為時においては、権利行使者の主観的要素以外に、権利濫用の該当性に関する判断材料が存在しない場合がほとんどである。将来における会社等の利益の侵害可能性を排除させるためには、判断する際に主観的要素のみに頼らざるを得ない特殊性があるゆえ、裁判所は当該判断枠組みを採用していると思われる、会社法一二五条三項の規定の明文化もその特殊性に関係していると思われる。それに対し、株主提案権の行使については、権利行使の行為自体から、提案数、議案内容、提案理由の内容、会社側とのやり取りなど、抽出できる会社等の利益の侵害可能性を裏付ける判断材料が多々あり、権利濫用の該当性に関する判断をする際に、当該判断枠組みを採用する必然性はない。したがって、本判決と前記最判平成二年四月一七日とは、この点において整合性を維持する必要がないと思われる。

## (1) 権利濫用の該当性判断

会社法制上、株主提案権の行使に関する制限規定が設けられている（取締役会設置会社において株主提案権を少数株主権として規定されること自体も制限の一つである）。会社法三〇四条ただし書、三〇五条四項により、株式会社は、株主提案権の行使に対し、議案が法令若しくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合に拒絶できる。また、会社法施行規則九三条一項三号により、株主総会参考書類における提案理由の記載については、提案の理由が明らかに虚偽である場合またはもっぱら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合にその記載を要しないこととなる。このような法令上の制限以外に、一般的に、株主提案権の行使が権利の濫用に該当し、制限される場合もあると認められている（江頭憲治郎『株式会社法（第六版）』（二〇一五年）三二八頁）。

権利の行使である以上、民法上の一般原則である権利濫

用法理から制限を受けることは当然であるとする見解以外に、株主提案権がいわゆる共益権としての性格を有することから、自益権に対する権利濫用法理の射程以上に、株主共同の利益に照らした観点から制限を受けるとする見解もある（武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務一九七三号（二〇一二年）五五頁。共益権の行使が一層制限されることについては、鈴木竹雄「共益権の本質」法学協会雑誌六二巻三号（一九四四年）三〇六頁によれば、「本来は団体が自己の為め有するところの権利が共同事業者との関係から制限を受くるものとなす立場から……相共に事業を行ふ共同事業者の間に於て共益権の行使につきより強き制約を受けることは当然」だからである）。一般的に、権利濫用の該当性判断については、主観的要件（権利行使者の害意）と客観的要件（利益情況の比較考量）をともに考慮することとなる（大判昭和一〇年一〇月五日民集一四卷一九六五頁）。さらに、権利濫用法理が発達すればするほど、主観的要件はしだいに軽視され、該当性判断の一資料であるにすぎないとみるようになる（我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法―総則・物権・債権（第四版）』（二〇一六年）五一頁）。株主権に限定して、権利の濫用があると認めるためには、①株主たることと関係の

ない利益のために株主権が行使されること、および②これによって会社の利益が侵害されることを要する見解がある（大隅健一郎「株主権の濫用」『会社法の諸問題（新版）』（一九八三年）一七〇頁）。特段の理由がない限り、上記の権利濫用該当性に関する一般的な判断基準の適用範囲は、株主提案権の行使にも及び、該当性判断時に、提案数、提案内容等を吟味し、当事者間の利益情況の比較考量を必要があると思われる。本件については、権利の濫用があると認めるためには、Xによる株主提案権の行使に対し、不当な目的以外に、当該行使によりYまたは他人が不利益を被り、または不利益を被る可能性があることの認定も必要であると思われる。本判決では、非現実的な提案数、特定個人の個人的な事柄を対象とする議案への固執等の事実が不当な目的を認定するための状況証拠として取り扱われているが、これらの事実は利益情況の比較考量をする際にも意義があると思われる。もともと、利益情況の比較考量をするならば、Xが会社側の提案数の削減要請に応じた事実を踏まえ、当該事実および削減後の提案数、議案内容等を主要な判断材料にすべきである。また、特定個人の個人的な事柄を対象とする「倫理規定条項議案」および「特別調査委員会設置条項議案」については、その議案内容には

健全な企業経営の維持・促進に寄与し、他の株主の共感をよく要素をも有すると思われるから、本判決の結論は必ずしも維持できるとは限らない。

(2) 全体としての権利濫用に該当する判断

本判決の趣旨によれば、株主提案権の行使が不当な目的によるものであると認定される場合には、個々の議案の内容の如何を問わず（不当な目的の認定材料として個別議案の内容が確認されることにとどまる）、行使全体が制限され、会社側が全提案について招集通知記載の拒絶ができる。個々の議案の内容にこだわり過ぎると、濫用的な行使をする株主が意図的に一般受けする提案事項を盛りこませた場合、取扱いに困ることになる（中西敏和「株主総会のあり方」資料版商事法務三五一号（二〇一三年）二七頁。また、武井・前掲五八頁〔注18〕によれば、数十個にも及ぶ提案があつた場合、その中にはまっとうな提案内容が一部混じっていることも多いが、まっとうな提案だけを切り離して取り扱うことは、当該提案株主の全体としての提案動機や不当性がみえにくくなる面があるという。一方、単に議案として問題がある場合には、個別議案の提案権濫用として取り扱うべきであるとの見解がある（原弘明「判評」

金判一四八九号（二〇一六年）五頁）。全体としての権利濫用に該当するか、個別議案にかかる権利濫用問題にとどまるか、この境については、権利濫用に關する主観的意図の強弱、全提案に占める不適法な議案の比重等の要素を総合的に検討し、事例に即して柔軟に判断する必要があると思われる。本件については、Xが会社側との協議を経て、提案数削減の要請にも応じ、本来有していた濫用意図が提案数の削減に伴って減輕されたともいえるから、加えて全提案に占める不適法な議案の比重も大きいとはいえず、個別議案にかかる権利濫用問題と認めて取り扱う余地があるうと思われる。

#### 四 七三期株主總會について

本判決は、まず、原判決と同様に、Y<sub>1</sub>のした招集通知は本件和解の内容に沿うものであり、株主提案権の侵害に当たらず、Xの請求を認めないと判示したうえ、七二期株主總會に係る提案に至る経緯やその目的に加え、非現実的な提案数、不適法な議案の存在等を理由に、七三期株主總會における株主提案権の行使自体が権利の濫用にあたるか判断した。当該判断は、本判決の七二期株主總會に係る株主提案権の行使に対する判断と同質なものと思われ、同様な

判断枠組みをとっている以上、判断枠組みの妥当性に対しては同様な批判をもって当てはめることができよう。

#### 五 むすびにかえて

昭和五六年に株主提案権制度が創設された立法趣旨は、株主總會の形骸化の防止や株主の権利の強化ということであった（元木伸『改正商法逐条解説〔改訂増補版〕』（一九八三年）八七頁）。株主提案権は、実際にその提案が決議として成立するという効果を期待するのではなく、株主・会社間でのコミュニケーションをよくするためのもので、つまり開かれた株式会社を実現するためのものといえる（法務省民事局参事官室編「改正商法の概要」別冊商事法務五〇号（一九八一年）二五頁）。そのために、「経営に素人の出す提案であるから、経営者としては噴飯もの場合もありえようが、真摯に対応することが望ましい」といわれる（稲葉威雄『改正会社法』（一九八二年）一三二頁）。しかし、濫用意図をもって、株主提案権を行使する株主が現れると、真摯に向き合おうとする会社ほど対応に苦慮してしまふことも事実である。近年では、株主提案権の行使事例が年々増加傾向にある。濫用的と疑われる行使事例も相次ぎ、企業側から規制を求める声が上がって、法務省も濫用



的行使の防止措置の立法について具体的な検討に入った。しかし、判例法理の形成にしろ、立法論としての制度設計にしろ、一般株主による健全な権利行使に対する影響を最小限に抑え、株主提案権制度の趣旨を没却しないよう慎重に進むべきではないかと思われる。権利行使者の主観的意図のみを重視する判断枠組みを一般化すると、一般株主による健全な株主提案権の行使が抑制される方向に進み、従来の株主提案権制度の趣旨を没却する危険性を潜めていると思われる。したがって、上記判断枠組みを採用している本判決の判旨には、賛成することができない。

王 偉杰